

岐阜県公報

目次

告示

鳥獣保護区の存続期間の更新	(清流の国きふづくり推進課)	一
鳥獣保護区の指定解除	(同)	四
休猟区の指定	(同)	四
特定猟具使用禁止区域の指定	(同)	五

岐阜県公報 号外 毎週 (火曜日) 発行 (休日) ときは翌日

告示

岐阜県告示第五百三十八号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律(平成十四年法律第八十八号)第二十八条第七項の規定により次のとおり鳥獣保護区の存続期間を更新するので、同条第九項において読み替えて準用する同法第十五条第二項の規定により告示する。

平成二十三年十月三十一日

岐阜県知事 古田 肇

一 存続期間を更新する鳥獣保護区の名称及び区域

名称	区域
七宗山鳥獣保護区	加茂郡七宗町地内の七宗国有林一三二七林班及び一三三〇林班と民有林との境界(岩井谷林道)を起点とし、同所から民有林と七宗国有林一三二七林班との境界を西進し七宗国有林一三二七林班と一三二六林班との境界に至り、同所から七宗国有林一三二六林班と一三二五林班及び一三二四林班と一三二七林班及び一三二八林班との境界を北東進し三角点(六一三メートル)に至り、同所から七宗国有林一三二四林班及び一三二三林班と一三二八林班及び一三二九林班との境界を東南進し七宗町と加茂郡白川町との境界に至り、同所から同境界を東南進し七宗国有林一三三九林班と一三四一林班との境界に至り、同所から同境界を南西進し七宗国有林一三三九林班と一三四〇林班との境界に至り、同所から七宗国有林一三四〇林班と一三四一林班との境界を南進し七宗国有林一三四一林班と一三四二林班との境界に至り、同所から同境界を西進し七宗国有林一三四〇林班と一三四五林班及び一三四六林班との境界と本谷との合流点に至り、同所から本谷を西進し七宗国有林一三三一林班と一三四七

平成二十三年十月三十一日

二 存続期間 平成二十三年十一月一日から 平成三十三年十月三十一日まで		三 鳥獣保護区の保護に関する指針	
笠置山鳥獣保護区	恵那市笠置町河合、姫栗及び中野方町地内の元グリーンピア恵那の区域	同所から同市道を東進し市道長島町一一〇号線に至り、同所から同市道を東南進し田邊川に架かる清恵橋に至り、同所から同川右岸を南西進し田邊川と国道一九号との交点に至り、同所から国道を東進し市道神明前町三丁田三号線に至り、同所から同市道を東進し県道恵那白川線に至り、同所から同県道を東南進し起点に至る線により囲まれた区域	二 存続期間 平成二十三年十一月一日から 平成三十三年十月三十一日まで
金山谷鳥獣保護区	高山市高根町猪之鼻地内の片平国有林一一一五から一一二八までの各林班及び同町日影地内の金山谷国有林一一〇八から一一一四までの各林班の区域	同所から同市道を東進し市道長島町一一〇号線に至り、同所から同川右岸を南西進し田邊川と国道一九号との交点に至り、同所から国道を東進し市道神明前町三丁田三号線に至り、同所から同市道を東進し県道恵那白川線に至り、同所から同県道を東南進し起点に至る線により囲まれた区域	三 鳥獣保護区の保護に関する指針
七宗山鳥獣保護区	森林鳥獣生息地の保護区	当該地域は、七宗町の北東部に位置する七宗山を中心とする森林帯の一部で、ヒノキ・スギ等の人工林を中心に、コナラ・ヒノキ等の天然林が多く占め本谷、岩井谷等の溪谷を含み、林相が変化に富む地域であり、ニホンジカ・ニホンカモシカ・ニホンザル・イノシシをはじめ多様な鳥獣が生息していることから、鳥獣保護区に指定し、生息する鳥獣の保護を図る。	二 存続期間 平成二十三年十一月一日から 平成三十三年十月三十一日まで
旧潮南中学校鳥獣保護区	身近な鳥獣生息地の保護区	当該地域は、旧学校跡地で集落の中心となる山林であり、地域住民が自然とふれあう場所として解放されており、多様な鳥獣が生息していることから、鳥獣保護区に指定し、生息する鳥獣の保護を図るとともに、自然とのふれあいや鳥類の観察及び保護活動を通じた環境教育の場の確保を図る。	三 鳥獣保護区の保護に関する指針
桐谷鳥獣保護区	森林鳥獣生息地の保護区	当該地域は、東海北陸自動車道によって東部と西部の地区に分かれ、東部地区は多数の文教施設や住宅団地が点在している。また、西部地	二 存続期間 平成二十三年十一月一日から 平成三十三年十月三十一日まで
金山谷鳥獣保護区	森林鳥獣生息地の保護区	当該地域は、川上川最上流部一帯を中心とする山地である。保護区全体がヒノキ、アスナロ等針葉樹を中心とする天然林及びスギ・ヒノキ人工林に覆われており、また川上川とその支流による豊かな水環境と変化に富んだ地形は、野生鳥獣の生息に適していることから鳥獣保護区に指定し、生息する鳥獣の保護を図る。	二 存続期間 平成二十三年十一月一日から 平成三十三年十月三十一日まで
夕森公園鳥獣保護区	森林鳥獣生息地の保護区	当該地域は、川上川最上流部一帯を中心とする山地である。保護区全体がヒノキ、アスナロ等針葉樹を中心とする天然林及びスギ・ヒノキ人工林に覆われており、また川上川とその支流による豊かな水環境と変化に富んだ地形は、野生鳥獣の生息に適していることから鳥獣保護区に指定し、生息する鳥獣の保護を図る。	二 存続期間 平成二十三年十一月一日から 平成三十三年十月三十一日まで
恵那高原鳥獣保護区	森林鳥獣生息地の保護区	当該地域は、恵那市のほぼ中心に位置し、恵那峡カントリークラブを中心に、恵那市榎ヶ根運動公園・桜百選の園である西行の森を含んだ地域で、ヒノキ・アカマツその他広葉樹からなっており、野生鳥獣の生息に適していることから鳥獣保護区に指定し、生息する鳥獣の保護を図る。	二 存続期間 平成二十三年十一月一日から 平成三十三年十月三十一日まで
笠置山鳥獣保護区	身近な鳥獣生息地の保護区	当該地域は、笠置山山麓に位置する元グリーンピア恵那を中心とした森林で、スギ・ヒノキ・マツその他広葉樹からなっており、野生鳥獣の生息に適していることから鳥獣保護区に指定し、生息する鳥獣の保護を図る。	二 存続期間 平成二十三年十一月一日から 平成三十三年十月三十一日まで
金山谷鳥獣保護区	森林鳥獣生息地の保護区	当該地域は、郡上市明宝の北東部に位置し、区内は、ゴルフ場を中心として大半が森林で囲まれた重要な水源地域となっており、野生鳥獣も多種多様に生息していることから、鳥獣保護区に指定し、生息する鳥獣の保護繁殖を図る。	二 存続期間 平成二十三年十一月一日から 平成三十三年十月三十一日まで
日出雲鳥獣保護区	森林鳥獣生息地の保護区	当該地域は、郡上市明宝の北東部に位置し、スギ・ヒノキの人工林、広葉樹の天然林が多く点在し、林相地形が変化に富んでおり、野生鳥獣の生息に適していることから、鳥獣保護区に指定し、生息する鳥獣の保護を図る。	二 存続期間 平成二十三年十一月一日から 平成三十三年十月三十一日まで
水沢上鳥獣保護区	森林鳥獣生息地の保護区	当該地域は、郡上市明宝の北部に位置し、区内にはスキー場及び牧場、周辺にはスギ・ヒノキの人工林、広葉樹の天然林が多く点在し、林相地形が変化に富んだ環境で、野生鳥獣の生息に適していることから、鳥獣保護区に指定し、生息する鳥獣の保護を図る。	二 存続期間 平成二十三年十一月一日から 平成三十三年十月三十一日まで

山吹休猟区	見当山休猟区	蛭川南部休猟区
<p>高山市上宝双六地内の双六川右岸と笹荷谷の合流点を起点とし、同所から笹荷谷を北進し坂ノ谷国有林と民有林との境界に至り、同境界を西進し飛騨市神岡町との境界に至り、同境界を北進し天蓋山(一五二七・三メートル)に至り、同境界を東進し山吹峠に至り、同境界を東進し桑崎山(一七二八・一メートル)に至り、同所からウレ山国有林と民有林の境界を東南進し民有林四四林班と五三林班との境界に至り、同境界を南進し四五林班と五二林班の境界に至り、同境界を南進し四五林班と五</p>	<p>高山市庄川町と郡上市高鷲町との境界線と平頭町屋林道との交点を起点とし、同所から同林道を北東進し町屋川に至り、同所から同川を北東進し大石谷との合流点に至り、同所から同谷を南進し庄川町一色と同町町屋とを分ける稜線に至り、同所から一色川の平瀬川橋に向かって伸びる稜線を東南進し平瀬川橋に至り、同所から一色川左岸を南進し尾通橋に至り、同所からさらに一色川左岸を南進し一色国有林四一四三林班と四一四五林班の接点に至り、同所から同国有林と民有林との境界線を北東進及び東進し一色国有林と中山山国有林の境界に至り、同所から同境界を東南進し庄川町と郡上市明宝との境界線に至り、同所から同境界線を南西進し庄川町と郡上市白鳥町との境界線に至り、同所から同境界線を北進し庄川町と郡上市高鷲町の境界線(鷲ヶ岳一六七一・六メートル)に至り、同所から同境界線を西進し起点に至る線により囲まれた区域</p>	<p>五五林班、二二五六林班の区域</p> <p>中津川市蛭川下沢地内主要地方道恵那蛭川東白川線と県道中野方苗木線との交点を起点とし、同所から同県道を北東進した後東進し中津川市高山との境界に至り、同所から同境界を東南進した後南西進し市道蛭川九八号線との交点に至り、同所から同市道を南西進し市道蛭川九六号線との交点に至り、同所から同市道を東南進し市道一ノ瀬ノ木積沢線との交点に至り、同所から同市道を東進した後南西進し市道田原ノ森下線との交点に至り、同所から同市道を西南進し市道蛭川一〇七号線との交点に至り、同所から同市道を西北進し市道鳩吹ノ矢柱線との交点に至り、同所から同市道を北東進し市道蛭川七二号線との交点に至り、同所から同市道を東南進した後東進し主要地方道恵那蛭川東白川線との交点に至り、同所から同主要地方道を北進し起点に至る線に囲まれた区域</p>
<p>二 存続期間</p> <p>平成二十三年十一月一日から 平成二十六年十月三十一日まで</p> <p>岐阜県告示第五百四十一号</p> <p>鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律(平成十四年法律第八十八号)第三十五条第一項の規定により次のとおり特定猟具使用禁止区域を指定するので、同条第十二項において読み替えて準用する同法第三十四条第三項の規定により告示する。</p> <p>平成二十三年十月三十一日</p> <p>岐阜県知事 古 田 肇</p>	<p>白草山休猟区</p> <p>下呂市乗政地内の乗政川と字カラ谷及び欠ヶ平の字界の交点を起点とし、同所から同字界を北進し下呂市小坂町の境界の交点に至り、同所から同境界を南進したのち東南進し三国山三画地点(一六〇・九メートル)に至り、同所から下呂市及び中津川市との境界を南西進し国有林と民有林の境界との交点に至り、同所から民有林と国有林の境界を進み乗政川の交点に至り、同所から同川を北東進し起点に至る線に囲まれた区域</p>	<p>芦倉休猟区</p> <p>白川村と富山県南砺市旧上平村境界と庄川の接点を起点とし、同所から北東進し白川村と富山県南砺市旧上平村と旧平村境界の接点に至り、同所から東南進し人形山三角点(一六七九メートル)に至り、同所から東南進し国有林三〇〇林班と富山県南砺市旧平村の境界に至り、同所から東進し北東進し東進し南進し国有林三〇一林班と民有林との境界に至り、同所から国有林三〇一林班と民有林の境界を南西進し北東進し北西進し焼原北向と小芦倉を分ける稜線に至り、同所を西進し南西進し西進し北進し西進しキタ谷と庄川の接点に至り、同所から庄川右岸を北進したのち東進し更に北進し起点に至る線により囲まれた区域</p> <p>一林班との境界に至り、同境界を南進し四五林班と五〇林班の境界に至り、同林班を南西進し四五林班と四九林班の境界に至り、同境界を南西進し四六林班と四九林班の境界に至り、同境界を南進し四六林班と四七林班の境界に至り、同境界を南西進し双六川右岸に至り、同所から同川右岸を西進し起点に至る線に囲まれた区域</p>

一 特定猟具の種類 銃器		二 特定猟具使用禁止区域の名称及び区域	
名称	区域	名称	区域
津屋川特定猟具使用禁止区域	海津市南濃町戸田地内の市道海津三三〇八四号線と市道海津三三二六八号線との交点を起点とし、同所から市道海津三三二六号線を西進し養老鉄道養老線との交点に至り、同所から同鉄道軌道を北進し市道海津三三〇八六号線との交点に至り、同所から同市道を西進し市道海津三四三〇八号線との交点に至り、同所から同市道を北進し養老郡養老町との境界に至り、同所から同境界を東進し市道海津三三〇八四号線との交点に至り、同所から同市道を起点に至る線により囲まれた区域	松の木特定猟具使用禁止区域	養老郡養老町高田松の木地内の金草川左岸堤の広幡橋北詰を起点とし、同所から町道八一五号線を北進し除川右岸堤に至り、同所から除川右岸堤を南進し金草川との合流点に至り、同所から金草川左岸堤を南進し起点に至る線により囲まれた区域
南宮山特定猟具使用禁止区域	不破郡垂井町宮代地内の町道垂井南宮線と町道宮代四一号线との交点を起点とし、同所から南宮大社西を南西進し字峯一七三四 一番地と同字一七一六番地との境界に至り、同所から同境界を南西進し同字一七一六番地と同字一七三四 二番地との境界に至り、同所から同境界を南進し同字一七三四 二番地と同字一七一四 一番地との境界に至り、同所から同境界を南西進し字峯と字御前谷との境界に至り、同所から同境界を南進し字南山と字御前谷との境界に至り、同所から同境界を南進し不破郡垂井町と大垣市上石津町との境界に至り、同所から同境界を西進し字御前谷と字北山との境界に至り、同所から同境界を北進し字笹石子谷と字北山との境界に至り、同所から同境界を北進し字笹石子谷二六一五 一番地と同字二六一五 二八番地との境界に至り、同所から同境界を北東進し同字二六一五 一番地と同字二六一五 三三番地との境界に至り、同所から同境界を南進し同字二六一五 一番地と字會下一九一五番地との境界に至り、同所から同境界を東進し字笹石子谷二六一五 一番地と同字二六一五 三四番地との境界に至り、同所から同境界を南東進した後北東進し字笹石子谷と字會下との境界に至り、同所から同境界を北東進し字會下と字峯との境界に至り、同所から同境界を北東進し字峯と字中筋との境界に至り、同所から同境界を北東進し字峯と字中筋との境界に至り、同所	富野特定猟具使用禁止区域	関市西神野地内の字西田と字斧上と市道幹一 二号线との交点を起点とし、同所から同市道を北西進し県道神野美濃線に至り、同所から同市道を北西進し市道幹二 六号線との交点に至り、同所から同市道を北進し市道二二五号線との交点に至り、同所から市道二二五号線を東進し市道八〇号線との交点に至り、同所から市道八〇号線を北進し同市道と字浅間洞に至る山道との交点に至り、同所から同山道を北進し字浅間洞と字大洞を分ける字界の稜線に至り、同所から同稜線を東進し字浅間洞と字今谷を分ける字界の稜線に至り、同稜線を北西進し関市と美濃市とを分ける境界の稜線に至り、同所から同境界を北東進し字今谷と字寺洞とを分ける稜線に設置されているマイククロープ反射板管理歩道に至り、同所から同歩道を南進し藤谷川に至り、同所から同川を東南進し県道富野美濃線に架かる天神橋に至り、同所から同県道を西進し市道幹一 五八号線(歩道)に至り、同所から同市道(歩道)を南西進し字唐桶と字法坂を分ける字界の稜線に至り、同所から同稜線を西進し字法坂に接する字唐桶 字林洞 字井ノ平、字久田江、字薬師を分ける稜線を経て字薬師と字法坂の字界を分ける水路に至り、同所から同水路を南進し起点に至る線により囲まれた区域
古城山特定猟具使用禁止区域	美濃市曾代地内の長良川鉄道若下跨道を起点とし、同所から市道曾代一五号線を東進し水ヶ洞地内の南寄りの農道との交点に至り、同所から同農道を東進し水ヶ洞谷川に至り、同所から同川を北東進し字上水ヶ洞と国有林との境界に至り、同所から国有林と字大洞 字杉ヶ鼻、字天神前、字河原洞を経て字門ヶ洞との境界に至り、同所から西進し古城山三角点(四三七・一	やすらぎの森 特定猟具使用 禁止区域	から同境界を北東進し起点に至る線により囲まれた区域 可児市美濃田地内の県道善師野多治見線と可児やすらぎの森西進入路の交点を起点とし、同所から同進入路を南進し西ノ股ため池堤東端に至り、同所から同堤を西進し同堤西端に至り、同所から南西進し愛知県との境界に至り、同所から同境界を南進した後東進し東帷子字荒神堂二八六六(荒神堂上ため池南方)に至り、同所から稜線を北進し荒神堂ため池堤南端に至り、同所から稜線を東進した後北進し市道八三八一号線に至り、同所から同市道を北進し可児やすらぎの森東進入路との交点に至り、同所から西進した後稜線を南西進し東帷子字登立洞三〇二一(登立ため池南方)に至り、同所から稜線を北西進し起点に至る線により囲まれた区域

